

# 横断的事項（その5）

## （ICTの利活用④）

# 横断的事項（その5）

## 1. 医療におけるICTの利活用について（その4）

- オンライン服薬指導について

# オンライン服薬指導の関連スケジュール

○ 令和元年12月4日に薬機法等の一部を改正する法律が公布され、施行後1年以内にオンライン服薬指導の実施が可能となる。

## 薬機法関係

## 診療報酬関係

令和元年

12月4日 薬機法の一部を改正する法律公布

12月 中医協における議論

令和2年

オンライン服薬指導に関する要件や手順等の設定(省令及び医薬・生活衛生局の通知)

4月 令和2年度診療報酬改定の施行

公布から1年以内 施行(オンライン服薬指導開始)

# 服薬指導等に関する薬機法・薬剤師法の規定

- 処方箋に基づく調剤時（薬剤交付時）の服薬指導について、薬機法の改正により、一定の要件を満たす場合にオンライン服薬指導が可能となる。
- 一方、調剤後の服薬指導（フォローアップ）は、現時点でも可能。

## 処方箋に基づく調剤時（薬剤交付時）の服薬指導

## 調剤後の服薬指導（フォローアップ）

内容

服薬指導（服用方法や使用上の注意の説明等）  
※従来から、保健衛生上必要な措置として、調剤時の服薬指導を義務づけ

必要に応じ、継続的に患者の薬剤の使用状況を把握し、服薬指導

対面

オンライン

対面

オンライン

従来の取扱

× 不可※

※特区に限り、一定条件下で可能としてきた

○ 実施可能  
（規制なし）

改正後の取扱

○ 実施

○ **実施可能**

※具体的な実施要領は、省令や通知により定める。

○ 必要がある場合に実施

※ 薬剤師が職務として必要と判断する場合に、最適な手段を用いて実施することを新たに義務づけ

※在宅患者でも取扱は全て同じ

# 今後実施可能となるオンライン服薬指導（概要）

- 薬機法の改正により実施可能となるオンライン服薬指導には、①オンライン診療時の処方箋に基づく服薬指導と、②在宅訪問診療時の処方箋に基づく服薬指導に分かれる。
- オンライン服薬指導に関する具体的な要件や実施手順については、12月19日付で関連省令のパブリックコメントが開始されている（当該パブリックコメントには関連通知の要旨も併せて提示）。

※ いずれも本資料中の便宜的呼称

## 外来オンライン服薬指導※ （オンライン診療時の処方箋に基づく調剤時）

以下の場合の服薬指導をオンラインで実施するもの

- ① 対面服薬指導を行ったことのある患者に、
- ② 患者のオンライン服薬指導の希望を踏まえ、
- ③ 当該薬局において調剤したものと同一内容の薬剤\*  
について
- ④ **オンライン診療による処方箋**に基づき調剤を行う

## 在宅オンライン服薬指導※ （在宅訪問診療時の処方箋に基づく調剤時）

以下の場合の服薬指導をオンラインで実施するもの

- ① 患家で対面服薬指導を行ったことのある患者に、
- ② 患者のオンライン服薬指導の希望を踏まえ、
- ③ 当該薬局において調剤したものと同一内容の薬剤\*  
について
- ④ **訪問診療による処方箋**に基づき調剤を行う

\* 後発品への切り替えなど同一内容と見なせる場合を含む

### 【診療報酬の要件を検討する上で関連するその他の要件等】

- 薬剤師と患者との間に信頼関係があること（原則として同一の薬剤師がオンライン服薬指導を実施すること）
- 同一内容の処方箋により調剤された薬剤について、あらかじめ、対面による服薬指導を実施していること
- 服薬指導計画を策定すること（主な内容は以下の①～④）
  - ① 取り扱う薬剤の種類（当該患者に対面で服薬指導したことのある処方箋薬剤又はそれに準じる処方箋薬剤であること）、授受の方法
  - ② オンラインと対面との組合せ
  - ③ 実施できない場合の規定（実施しないと判断する場合の基準など）
  - ④ 緊急時対応方針（医療機関との連絡、搬送）

# 外来オンライン服薬指導の流れ(イメージ)

保険医療機関



(対面/オンラインでの診療)

保険薬局



## ① 薬局の事前準備

- ・実施する薬剤師の知識・技能の習得
- ・業務手順の整備
- ・必要なシステムの導入

患者



(対面服薬指導)

## ② 患者のオンライン服薬指導の希望

### 患者から希望を受けた後の準備

## ④ 医療機関と薬局の調整

- ・服薬指導計画の共有
- ・事前の調整 等

## ③ 薬局と患者の調整

- ・通信環境の確認
- ・服薬指導計画の作成、患者との合意 等

### 服薬指導計画※ 記載事項

- 薬剤の種類
- 薬剤授受の方法
- 対面との組み合わせ(頻度、タイミング)
- 実施しない場合の判断基準
- 緊急時の医療機関との連絡、搬送
- オンライン服薬指導方法(場所、時間、使用機器など)

※服薬指導計画は、適切な服薬指導実施に支障の無い範囲で患者ごとに適切に作成される。計画から外れる場合には対面服薬指導に切り替えられる。

### オンライン服薬指導の実施※定期的に対面での服薬指導も実施

## ⑤ オンライン診療

- ・処方箋にオンライン診療である旨を記載
- ・患者の申し出に基づき処方箋を直接薬局に送付

処方箋

## ⑥ オンライン服薬指導

- ・服薬指導計画に従い実施

- ・必要に応じて計画の見直し

- ・必要に応じて服薬状況等のフィードバック

# 薬剤服用歴管理指導料及びその加算

## 1. 薬剤服用歴管理指導料の要件

- 薬剤師が、患者に対して、当該患者の薬剤服用歴が経時的に管理できる手帳等により、薬剤服用歴及び服薬中の医薬品等について確認するとともに、薬剤服用歴の記録に基づいて、処方された薬剤の基本的な説明、必要な指導、薬剤服用歴の記録等を行う業務を評価。

### 【薬剤服用歴管理指導料】

1 原則6月以内に再度処方箋を持参した患者に行った場合	41点(1回につき)
2 1の患者以外の患者に対して行った場合	53点(1回につき)
3 特別養護老人ホーム入所者に対して行った場合	41点(1回につき)

※ 1及び2については、患者に対して次に掲げる指導等の全てを行った場合に、処方箋受付1回につき所定点数を算定する。ただし、手帳を持参していない患者又は調剤基本料1以外の調剤基本料を算定する薬局に処方箋を持参した患者に対しては、処方箋受付1回につき、53点を算定する。

※ 3については、薬剤師が特別養護老人ホームを訪問し、服薬状況等を把握した上で、必要に応じて当該施設職員と協力し、次に掲げる指導等の全てを行った場合に、処方箋受付1回につき所定点数を算定する。

#### [算定要件]

- イ 患者ごとに作成された薬剤服用歴に基づき、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書又はこれに準ずるもの(薬剤情報提供文書)により患者に提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明を行うこと。
- ロ 処方された薬剤について、直接患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集して薬剤服用歴に記録し、これに基づき薬剤の服用等に関して必要な指導を行うこと。
- ハ 手帳を用いる場合は、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載すること。
- ニ 患者ごとに作成された薬剤服用歴や、患者又はその家族等からの情報により、これまでに投薬された薬剤のうち服薬していないものの有無の確認を行うこと。
- ホ 薬剤情報提供文書により、投薬に係る薬剤に対する後発医薬品に関する情報(後発医薬品の有無及び価格に関する情報を含む。)を患者に提供すること。

## 2. 薬剤服用歴管理指導料の加算

### ◆ 重複・投薬相互作用等防止加算

薬剤服用歴に基づき、重複投薬、相互作用の防止等の目的で、処方医に対して照会を行い、処方変更が行われた場合

イ 残薬調整に係るもの以外の場合  
40点(1回につき)

ロ 残薬調整に係るものの場合  
30点(1回につき)

### ◆ 麻薬管理指導加算

麻薬を調整した場合であって、麻薬の服用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者に関し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合

22点(1回につき)

### ◆ 特定薬剤管理指導加算

特に安全管理が必要な医薬品を調剤した場合であって、当該医薬品の服用に関し、その服用状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合

10点(1回につき)

### ◆ 乳幼児服薬指導加算

6歳未満の乳幼児に係る調剤に際して必要な情報等を患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該指導の内容等を手帳に記載した場合

12点(1回につき)

# 在宅患者訪問薬剤管理指導料及びその加算

## 1. 在宅患者訪問薬剤管理指導料の要件

- あらかじめ厚生局に届け出た薬局の薬剤師が、医師の指示に基づき、薬学的管理指導計画書<sup>(注)</sup>を策定し、患家を訪問して、薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況、薬剤保管状況及び残薬の有無の確認等の薬学管理指導を行い、当該指示を行った医師に対して訪問結果について必要な情報提供を文書で行った場合に算定。

項目	点数	
○在宅患者訪問薬剤管理指導料		薬剤師1人週
・単一建物診療患者が1人の場合	650点	40回まで
・単一建物診療患者が2～9人の場合	320点	患者1人につき
・単一建物診療患者が10人以上の場合	290点	月4回まで*
(+麻薬管理指導加算)	(+100点)	
(+乳幼児加算)	(+100点)	

※末期の悪性腫瘍の患者等の場合は週2回かつ月8回まで

(注) 薬学的管理指導計画書

処方医から提供された診療状況に関する情報や、処方医との相談、他の医療関係職種(訪問看護ステーション)等との情報共有しながら、患者の心身の特性や処方薬剤を踏まえて策定。

## 2. 在宅患者訪問薬剤管理指導料の加算等

### ◆麻薬管理指導加算

麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻薬の使用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合

100点(1回につき)

### ◆乳幼児加算

在宅で療養を行っている6歳未満の乳幼児であって、通院が困難なものに対して、患家を訪問して、直接患者又はその家族等に対して薬学的管理及び指導を行った場合

100点(1回につき)



# オンライン服薬指導における薬学管理料の要件の方向性（案）①

- 診療報酬上の要件については、薬機法上の要件案の内容等を踏まえ、以下のような方向で検討することとしてはどうか。

## 1. 在宅患者以外

### (1) 対象患者

- オンライン診療で処方箋が発行された患者

### (2) 要件等

- ① 薬剤服用歴管理指導料の算定要件を満たすこと
- ② 厚生労働省が示す指針に従って実施する体制を有すること
- ③ 一定期間内に薬剤服用歴管理指導料（対面）を算定している患者であること
- ④ 同一薬剤師が対応することを原則とすること
- ⑤ 服薬指導計画に基づき実施すること
- ⑥ お薬手帳を活用すること
- ⑦ 医薬品を患家に配送する場合は、患者の医薬品受領の確認を行うこと
- ⑧ オンライン服薬指導の割合が一定以下であること

### (3) 加算

- ①同一処方、かつ、②オンライン診療が可能なほど安定している患者であることを踏まえ、算定が想定され得るものがあれば認める

<参考> 現在の薬剤服用歴管理指導料の加算

加算の名称	実施内容
重複投薬・相互作用等防止加算	処方医に対して照会を行い、処方内容変更
麻薬管理指導加算	麻薬の服用及び保管の状況、副作用の有無等を確認し、薬学的管理・指導
特定薬剤管理指導加算	ハイリスク薬の服用及び保管の状況、副作用の有無等を確認し、薬学的管理・指導
乳幼児服薬指導加算	乳幼児に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該内容を手帳に記載

# オンライン服薬指導における薬学管理料の要件の方向性（案）②

## 2. 在宅患者

### (1) 対象患者

- 訪問診療時に処方箋が発行された患者であること、かつ、
- 在宅時医学総合管理料が算定されている患者であること

### (2) 要件等 注 下線部分は在宅患者以外の要件とは異なる部分

- ① 薬剤服用歴管理指導料の算定要件を満たすこと
- ② 服薬指導結果を処方医に情報提供すること
- ③ 厚生労働省が示す指針に従って実施する体制を有すること
- ④ 同一月内に在宅患者訪問薬剤管理指導料（対面）を算定している患者であること
- ⑤ 同一薬剤師が対応することを原則とすること
- ⑥ 服薬指導計画に基づき実施すること
- ⑦ お薬手帳を活用すること
- ⑧ 医薬品を患家に配送する場合は、患者の医薬品受領の確認を行うこと
- ⑨ 在宅患者訪問薬剤管理指導料とあわせて薬剤師1人につき週40回まで（在宅オンライン服薬指導が薬剤師1人につき一定数以下）
- ⑩ オンラインによる服薬指導の割合が一定以下であること

### (3) その他

訪問薬剤管理を月1回のみ行い、かつ、当該月において訪問薬剤管理指導を行った日以外に、オンライン服薬指導を行った場合に1回に限り算定可能

### (4) 加算

- ①同一処方、かつ、②オンライン服薬指導が可能なほど安定していることを踏まえ、算定が想定され得るものがあれば認める

<参考> 現在の在宅患者訪問薬剤管理指導料の加算

加算の名称	実施内容
麻薬管理指導加算	麻薬の服用及び保管の状況、副作用の有無等を確認し、薬学的管理・指導
乳幼児服薬指導加算	乳幼児に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該内容を手帳に記載

### オンライン服薬指導を活用した在宅患者への薬学管理（イメージ）

第1週	第2週	第3週	第4週
訪問		訪問	



月2回の訪問のうち、1回をオンライン服薬指導で対応

第1週	第2週	第3週	第4週
訪問		オンライン	

# 医薬品の配送費について

※ 令和元年10月25日の中医協総会 総-2 (抜粋)

○療養の給付と直接関係ないサービス等に追加するもの

患者の求めに応じ、保険薬局が調剤した医薬品を患家に配送する場合に係る費用について、療養の給付と直接関係ないサービス等として費用徴収が可能であることを明記してはどうか。

なお、この場合、当該保険薬局の保険薬剤師は、必ず患者の医薬品受領の確認を行うものとする。

⇒上記の事務局提案は中医協総会で了承済み

<対面時、在宅時、オンライン時の費用負担全体像 (イメージ) >

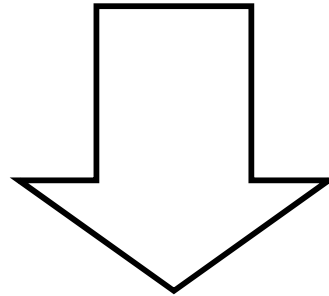
	対面時 (薬局)		在宅時	オンライン時	
	通常時	医薬品郵送時		オンライン診療 (医療機関)	オンライン服薬指導 (薬局)
①患者宅/薬局間の移動 ②ビデオ通話等のシステム利用	患者宅・薬局間の移動に係る交通費		職員の移動の交通費 職員の移動時の人件費	ビデオ通話等のシステム利用に係る経費	ビデオ通話等のシステム利用に係る経費
診療、調剤等	診療、調剤、薬剤等に関する費用				
配送・持参等		医薬品の配送費		院内処方	医薬品の配送費
		医薬品の持参費		院外処方	処方箋の郵送費 医薬品の配送費

患者からの費用徴収が可能なが告示や通知等で明示されているもの (令和元年10月25日の中医協総会了承分を含む)  
報酬上で負担している費用

# オンライン服薬指導に関する現状・課題と論点

## 【現状・課題】

- 薬機法の改正により、一定の条件下でオンライン服薬指導が実施可能となる。このオンライン服薬指導は、①オンライン診療時の処方箋に基づく服薬指導と、②在宅訪問診療時の処方箋に基づく服薬指導に分かれる。
- 調剤報酬上の関連する薬学管理料としては、薬剤服用歴管理指導料と在宅患者訪問薬剤管理指導料がある。
- 10月25日の中医協総会において、医薬品の配送費は、療養の給付とは直接関係のないサービス等に追記する旨が了承されている。



## 【論点】

- オンライン服薬指導について、薬機法上の要件案、実施要領案やオンライン診療での取扱いなどを踏まえ、診療報酬上の観点から、対象患者や実施要件をどのように設定するか（要件等の検討の方向性はスライド9及び10を参照）。
- 本年10月25日の中医協総会での検討結果も踏まえ、①ビデオ通話等のシステム利用に係る経費や②薬局がオンライン服薬指導時に医薬品を患家に配送する場合の費用の負担について、どのように考えるか。  
また、同様に、医療機関がオンライン診療時に医薬品や処方箋を患家等に配送する場合の配送費用の負担について、どのように考えるか。

# 參考資料

# 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

## 改正の趣旨

国民のニーズに応える優れた医薬品、医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するとともに、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができる環境を整備するため、制度の見直しを行う。

## 改正の概要

### 1. 医薬品、医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するための開発から市販後までの制度改善

- (1) 「先駆け審査指定制度※」の法制化、小児の用法用量設定といった特定用途医薬品等への優先審査等  
※先駆け審査指定制度 … 世界に先駆けて開発され早期の治験段階で著明な有効性が見込まれる医薬品等を指定し、優先審査等の対象とする仕組み
- (2) 「条件付き早期承認制度※」の法制化  
※条件付き早期承認制度 … 患者数が少ない等により治験に長期間を要する医薬品等を、一定の有効性・安全性を前提に、条件付きで早期に承認する仕組み
- (3) 最終的な製品の有効性、安全性に影響を及ぼさない医薬品等の製造方法等の変更について、事前に厚生労働大臣が確認した計画に沿って変更する場合に、承認制から届出制に見直し
- (4) 継続的な改善・改良が行われる医療機器の特性やA I等による技術革新等に適切に対応する医療機器の承認制度の導入
- (5) 適正使用の最新情報を医療現場に速やかに提供するため、添付文書の電子的な方法による提供の原則化
- (6) トレーサビリティ向上のため、医薬品等の包装等へのバーコード等の表示の義務付け 等

### 2. 住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにするための薬剤師・薬局のあり方の見直し

- (1) 薬剤師が、調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行う義務  
薬局薬剤師が、患者の薬剤の使用に関する情報を他医療提供施設の医師等に提供する努力義務 } を法制化
- (2) 患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局※の知事認定制度（名称独占）を導入  
※①入退院時や在宅医療に他医療提供施設と連携して対応できる薬局（地域連携薬局）  
②がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局（専門医療機関連携薬局）
- (3) 服薬指導について、対面義務の例外として、一定のルールの下で、テレビ電話等による服薬指導を規定 等

### 3. 信頼確保のための法令遵守体制等の整備

- (1) 許可等業者に対する法令遵守体制の整備（業務監督体制の整備、経営陣と現場責任者の責任の明確化等）の義務付け
- (2) 虚偽・誇大広告による医薬品等の販売に対する課徴金制度の創設
- (3) 国内未承認の医薬品等の輸入に係る確認制度（薬監証明制度）の法制化、麻薬取締官等による捜査対象化
- (4) 医薬品として用いる覚せい剤原料について、医薬品として用いる麻薬と同様、自己の治療目的の携行輸入等の許可制度を導入 等

### 4. その他

- (1) 医薬品等の安全性の確保や危害の発生防止等に関する施策の実施状況を評価・監視する医薬品等行政評価・監視委員会の設置
- (2) 科学技術の発展等を踏まえた採血の制限の緩和 等

## 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、1.(3)(5)、2.(2)及び3.(1)(2)については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日、1.(6)については公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）

## 規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）

### 3. 医療・介護分野

#### (2) オンライン医療の普及促進

##### ⑧ 患者が服薬指導を受ける場所の見直し

【平成30年度検討・結論、平成31年度上期措置】

患者がオンライン診療を受診した場所（職場等）で、薬剤師が服薬指導を実施することを可能とするよう、薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）の見直しを検討し、措置をする。

##### ⑪ オンラインでの服薬指導の一定条件下での実現

【平成30年度検討・結論、平成31年度上期措置】

オンライン診療や訪問診療の対象患者のように、それらの必要に迫られた地域や患者に対して、地域包括ケアシステムの中でかかりつけ薬剤師・薬局が医療・介護の一翼を担い、国民が医薬品の品質、有効性及び安全性についての利益をより享受できる医薬分業及びかかりつけ薬剤師・薬局の取組等を推進するため、薬剤師による対面服薬指導とオンライン服薬指導を柔軟に組み合わせて行うことについて検討し、結論を得る。

## 成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）

### 5. 次世代ヘルスケア

#### (2) 新たに講ずべき具体的施策

##### i) 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

#### ② ICT、ロボット、AI等の医療・介護現場での技術活用の促進

##### ア) オンライン医療の推進

・診療から服薬指導に至る一連の医療プロセスを、一貫してオンラインで広く受けられるよう、オンライン服薬指導等について盛り込んだ医薬品医療機器等法の一部改正法案について、国会での早期成立を図る。法案成立後、提供体制等のルールについて速やかに検討を行うとともに、上記の状況を踏まえ、オンライン服薬指導に関する診療報酬上の評価を検討する。

# 薬局における訪問薬剤管理指導業務（診療報酬）

項目	内容	点数	
<b>○在宅患者訪問薬剤管理指導料</b> ・単一建物診療患者が1人の場合 ・単一建物診療患者が2～9人の場合 ・単一建物診療患者が10人以上の場合 （+麻薬管理指導加算） （+乳幼児加算）	医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に算定	650点 320点 290点 （+100点） （+100点）	薬剤師1人週 40回まで 患者1人につき 月4回まで*
<b>○在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料</b> （+麻薬管理指導加算） （+乳幼児加算）	急変等に伴い、医師の求めにより、緊急に患家を訪問して必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定	500点 （+100点） （+100点）	月4回まで
<b>○在宅患者緊急時等共同指導料</b> （+麻薬管理指導加算） （+乳幼児加算）	急変等に伴い、医師の求めにより、医師等と共同でカンファレンスを行い、緊急に患家を訪問して必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定	700点 （+100点） （+100点）	月2回まで
<b>○在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料</b> ・残薬調整に係るもの以外 ・残薬調整に係るもの	重複投薬、相互作用の防止等の目的で、処方医に対して照会を行い、処方に変更が行われた場合に算定	40点 30点	
<b>○（調剤料）在宅患者調剤加算</b>	基準を満たした薬局において、在宅患者の処方箋1枚につき加算	15点	

※末期の悪性腫瘍の患者等の場合は週2回かつ月8回まで

（参考）介護報酬

○ 居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合）

- ・単一建物居住者が1人の場合      509単位      （麻薬指導加算 +100単位）
- ・単一建物居住者が2～9人の場合      377単位      （麻薬指導加算 +100単位）
- ・単一建物居住者が10人以上の場合      345単位      （麻薬指導加算 +100単位）



# オンライン診療料の新設

- 情報通信機器を活用した診療について、対面診療の原則の上で、有効性や安全性等への配慮を含む一定の要件を満たすことを前提に、オンライン診療料を新設する。



## (新) オンライン診療料

70点(1月につき)

### [算定要件]

- オンライン診療料が算定可能な患者に対して、リアルタイムでのコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な情報通信機器を用いてオンラインによる診察を行った場合に算定。ただし、連続する3月は算定できない。
- 対象となる管理料等を初めて算定してから6月の間は毎月同一の医師により対面診療を行っている場合に限り算定する。ただし当該管理料等を初めて算定した月から6月以上経過している場合は、直近12月以内に6回以上、同一医師と対面診療を行っていただい。
- 患者の同意を得た上で、対面による診療(対面診療の間隔は3月以内)とオンラインによる診察を組み合わせた療養計画を作成し、当該計画に基づき診察を行う。
- オンライン診察は、当該保険医療機関内において行う。また、オンライン診察を行う際には、厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行う。
- オンライン診療料を算定した同一月に、第2章第1部の各区分に規定する医学管理等は算定できない。また、当該診察を行う際には、予約に基づく診察による特別の料金の徴収はできない。

### [施設基準]

- 厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行う体制を有すること。
- オンライン診療料の算定患者について、緊急時に概ね30分以内に当該保険医療機関が対面による診察が可能な体制を有していること。
- 一月あたりの再診料等(電話等による再診は除く)及びオンライン診療料の算定回数に占めるオンライン診療料の割合が1割以下であること。

### [オンライン診療料が算定可能な患者]

以下に掲げる管理料等を算定している初診以外の患者で、かつ当該管理料等を初めて算定した月から6月以上を経過した患者。

特定疾患療養管理料	地域包括診療料
小児科療養指導料	認知症地域包括診療料
てんかん指導料	生活習慣病管理料
難病外来指導管理料	在宅時医学総合管理料
糖尿病透析予防指導管理料	精神科在宅患者支援管理料

# オンライン医学管理料の新設

➤ 情報通信機器を活用した診療について、対面診療の原則の上で、有効性や安全性等への配慮を含む一定の要件を満たすことを前提に、オンライン医学管理料を新設する。

## (新) オンライン医学管理料 100点(1月につき)

### [算定要件]

- オンライン医学管理料の対象となる管理料を算定している患者に対し、リアルタイムでのコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な情報通信機器を用いてオンラインによる医学管理を行った場合に、前回対面受診月の翌月から今回対面受診月の前月までの期間が2月以内の場合に限り、次回対面受診時に所定の管理料に合わせて算定。
- 対面診療で管理料等を算定する月においては、オンライン医学管理料は算定できない。
- 対象となる管理料等を初めて算定してから6月の間は毎月同一の医師により対面診療を行っている場合に限り算定する。ただし当該管理料等を初めて算定した月から6月以上経過している場合は、直近12月以内に6回以上、同一医師と対面診療を行っていればよい。
- 患者の同意を得た上で、対面による診療(対面診療の間隔は3月以内)とオンラインによる診察を組み合わせた療養計画を作成し、当該計画に基づき診察を行う。
- オンライン診察による計画的な療養上の医学管理は、当該保険医療機関内において行う。また、当該管理を行う際には、厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行う。

### [施設基準]

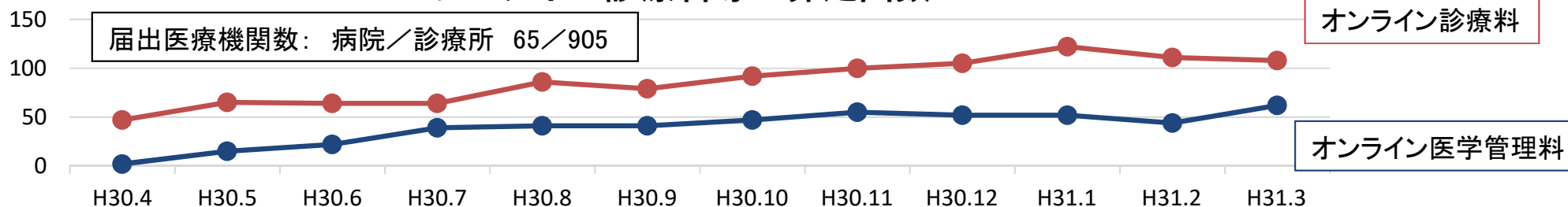
オンライン診療料の施設基準を満たしていること。

### [オンライン医学管理料が算定可能な患者]

以下に掲げる管理料等を算定している初診以外の患者で、かつ、当該管理料等を初めて算定した月から6月以上を経過した患者。

特定疾患療養管理料	小児科療養指導料	てんかん指導料	難病外来指導管理料
糖尿病透析予防指導管理料	地域包括診療料	認知症地域包括診療料	生活習慣病管理料

## オンライン診療料等の算定回数



# オンライン在宅管理料の新設

情報通信機器を活用した診療について、対面診療の原則の上で、有効性や安全性等への配慮を含む一定の要件を満たすことを前提に、オンライン在宅管理料等を新設する。

## (新) 在宅時医学総合管理料 オンライン在宅管理料 100点(1月につき)

### [算定要件]

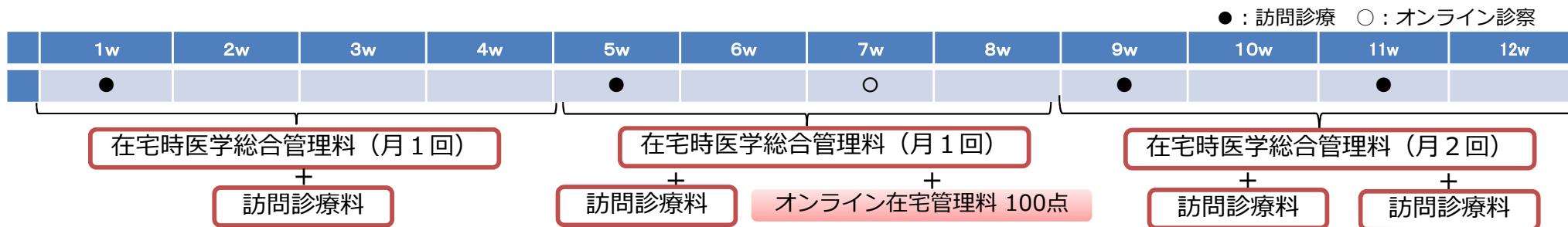
- 患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を1回のみ行い、かつ、当該月において訪問診療を行った日以外に、リアルタイムでのコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な情報通信機器を用いた医学管理を行った場合に、在宅時医学総合管理料の所定点数に加えて算定する。ただし、連続する3月は算定できない。
- 対象となる管理料を初めて算定してから6月の間は毎月同一の医師により対面診療を行っている場合に限り算定する。ただし当該管理料を初めて算定した月から6月以上経過している場合は、直近12月以内に6回以上、同一医師と対面診療を行っていればよい。

### [施設基準]

オンライン診療料の施設基準を満たしていること。

### [オンライン在宅管理料が算定可能な患者]

在宅時医学総合管理料を算定している初診以外の患者で、かつ、当該管理料を初めて算定した月から6月以上を経過した患者。



## オンライン在宅管理料の算定回数

